

# 地域産業活性化計画推進補助金 実施要綱

## (趣旨)

第1条 県は、商工会・商工会議所が策定した「地域産業活性化計画」で定める目標を達成するために、意欲ある事業者グループが推進する域外需要の獲得につながる取組を支援することとし、予算の定めるところにより、地域産業活性化計画推進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号。以下「産業労働部要綱」という。）並びに地方公共団体による小規模事業者支援推進事業費補助金交付要綱（20190320財中第3号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、その他の法令の定めによるほか、この実施要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この実施要綱において、「中小企業者」とは長崎県中小企業・小規模企業の振興に関する条例第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者を、「補助事業」とは、地域産業活性化計画推進事業の認定を受け、補助金の交付の対象となる事業を、「補助事業者」とは補助金の交付の対象となる事業者をいう。

## (補助事業の内容等)

第3条 補助事業の内容、補助率、補助金額及び補助対象者は、別表1のとおりとする。

## (補助金の対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、交付決定以後に発生する補助事業に必要な経費であって、別表2に定めるとおりとする。

2 交付金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

## (補助事業の実施期間)

第5条 補助事業実施期間は、県が第7条第1項の規定による交付決定を行った日から、事業実施年度の2月末日までの間の事業完了日までとする。

## (交付の申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者は、規則第4条及び産業労働部要綱第3条の規定に基づき、補助金の交付申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。

2 規則第4条の規定による交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 地域産業活性化計画推進事業認定通知書（写し）
- (2) 事業計画書（別紙1）
- (3) 収支予算書（様式第2号）

- (4) 県税に未納がないことを証する証明書
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税に係る未納がないことを証する証明書
- (6) 過去3年分の貸借対照表、損益計算書
- (7) 暴力団排除に係る誓約書(様式第3号)
- (8) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第7条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出があったときには、その内容を審査のうえ、適当と認められるときは補助金の交付決定を行い、交付決定通知書により通知するものとする。

2 知事は、交付決定に際して、必要な条件を付することができるものとする。

(状況報告等)

第8条 規則第11条第1項の規定による状況報告は、知事が指定する日までに実施状況報告書(様式第4号)により行うものとする。

2 規則第11条第2項第1号の規定による変更の承認を受けようとする者は、事業計画変更承認申請書(様式第5号)に、第6条第2項に規定する書類のうち、内容に変更が生じたものを添えて、知事に提出しなければならない。

3 規則第11条第2項第1号の規定による軽微な変更は、次に掲げる変更以外のものとする。

- (1) 事業実施主体の変更(名称変更含む)
- (2) 事業目的の変更
- (3) 対象経費の総額の2割を超える増減
- (4) 補助金の額の変更

4 規則第11条第2項第2号の規定による事業の中止又は廃止の承認を受けようとする者は、事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条第1項の規定による実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとし、その提出期限は、事業の完了(第8条第4項の規定により廃止の承認を受けた場合を含む。)した日から30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日とする。

- ア 事業実績報告書(様式第7号)
- イ 収支精算書(様式第8号)
- ウ 事業内容を明らかにする報告書及び経費の内訳書等
- エ 写真(事業の実施状況及び実施結果等が確認できるもの)
- オ 契約書及び領収証等の写し
- カ 事業評価表(様式第9号)
- キ その他知事が必要と認める書類

2 産業労働部要綱第6条第4項の規定による仕入れに係る消費税等相当額の報告は、消費税等相当額報告書(様式第10号)により行うものとする。

(補助金の額の確定)

第 10 条 県は前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書及びそれに関する書類の審査、必要に応じて現地調査を行い、その報告にかかる補助事業の実施結果が補助金の決定の内容（第 9 条第 2 項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、交付額確定通知書（様式第 11 号）により、通知するものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の調査にあつては、書類の提出等必要な協力を行わなければならない。

#### （交付請求）

第 11 条 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、グループ内の事業者毎に交付請求する。

2 規則第 16 条第 1 項の規定による交付請求書に添付すべき書類は、省略する。

3 規則第 16 条第 2 項において準用する同条第 1 項の概算払に必要な書類は、概算払請求書（様式第 12 号）のほか、次のとおりとする。

（1）請求内訳書（様式第 13 号）

（2）契約書の写し（書面による契約を行っている場合のみ）

（3）その他知事が必要と認める書類

#### （財産の処分の制限）

第 12 条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格または効用の増加価格が単価 50 万円（消費税および地方消費税相当額を含まない。）以上の機械、器具、備品、その他の財産とする。

2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、知事が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第 14 号による「取得財産等の処分承認申請書」を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

#### （現地調査）

第 13 条 県は、事業の適正な執行を確保するため、原則として現地調査を行うものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の調査にあつては、書類の提出等必要な協力を行わなければならない。

#### （雑則）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

##### （適用）

この要綱は、令和元年度の予算に係る補助金から適用する。

別表1（第3条関係）

事業の内容	補助率	補助金額	補助対象者
地域産業活性化計画で定める目標を達成するために、意欲ある事業者グループが推進する域外需要の獲得につながる事業	対象経費の 3分の2以内	1グループあたり 50万円×事業者数 ※グループ内での配分可	地域産業活性化計画 推進事業認定を受け た事業者グループ。 ただし下記に該当す る者は除く。

補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内および完了後において、以下のいずれかに該当する者

- (1) 法人等（個人または法人をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、または法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表2（第4条関係）

対象経費
機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、 専門家謝金、専門家旅費、車両購入費、委託費、外注費等

## 様式および別紙一覧

様式第 1 号 地域産業活性化計画推進補助金交付申請書

別紙 1 事業計画書

様式第 2 号 収支予算書

様式第 3 号 誓約書

様式第 4 号 地域産業活性化計画推進補助金実施状況報告書

様式第 5 号 事業計画変更承認申請書

様式第 6 号 事業中止（廃止）承認申請書

様式第 7 号 地域産業活性化計画推進補助金事業実績報告書

様式第 8 号 収支精算書

様式第 9 号 事業評価表

様式第 10 号 消費税等相当額報告書

様式第 11 号 地域産業活性化計画推進補助金交付額確定通知書

様式第 12 号 地域産業活性化計画推進補助金（概算払・精算払）請求書

様式第 13 号 請求内訳書

様式第 14 号 取得財産等の処分承認申請書